

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名	神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 49 号	法 規 集	第 9 編第 1 章第 13 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部農業振興課		
条 例 の 概 要	花き園芸の振興、植物に関する知識の普及及び県民に植物に親しむ場を提供するための施設である神奈川県立フラワーセンター大船植物園の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	フラワーセンター大船植物園は、観賞植物等の収集、増殖、展示等を行うことにより、花き園芸の振興及び植物に関する知識の普及を図るとともに、併せて県民に植物に親しむ場を提供するための施設であり、現在においても必要な施設である。 この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、神奈川県立フラワーセンター大船植物園の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	フラワーセンター大船植物園は、年間平均 26 万人程度に利用されるとともに県内生産に適した優良な樹種の増殖配布等を行うなど、花き園芸の振興及び植物に関する知識の普及を図るとともに、併せて県民に親しむ場を提供する施設として有効に機能している。	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	フラワーセンター大船植物園は、清掃・除草業務や入園料徴収・入園受付案内及び夜間警備等委託などについて、民間事業者への委託を実施し効率的な運営に努めており、さらに効率的、効果的な運営を行うため、現在、平成 18 年 11 月に策定した「フラワーセンター大船植物園の見直しの基本方向」に沿って見直しを進めている。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	フラワーセンター大船植物園は、県の総合計画である「神奈川県力構想」に基づき運営するとともに、平成 18 年 11 月に策定した「フラワーセンター大船植物園の見直しの基本方向」に沿って見直しを進めている。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)